特定非営利活動法人　エム・ワイ・ピー　定款

第1章　総則

（名称）
第１条　この法人は、特定非営利活動法人　エム・ワイ・ピー　という。

（事務所）
第２条　１　この法人は、主たる事務所を福岡県宗像市に置く。
２　この法人は前項のほか、従たる事務所を福岡県宗像市久原 400 番地宗像ユリックスプラネタリウムに置く。

第2章　目的及び事業

（目的）
第３条　この法人は、天文普及・情報・文化の拠点である宗像ユリックスプラネタリウムにおいて、宗像市及びその周辺市民に対して、プラネタリウム番組に関する事業、プラネタリウム運営業務に関する事業、天文普及に関する事業を行い、豊かな地域文化の創造に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）
第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。
（1）　文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

（事業）
第５条　この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。
（1）　特定非営利活動に関する事業
①　プラネタリウム番組に関する事業
②　プラネタリウム運営業務に関する事業
③　天文普及に関する事業
(2)その他の事業
①　他のプラネタリウム関連の施設・団体・企業に対する支援事業
②　プラネタリウム番組配給に関する事業
２　前項第２号に掲げる事業は、同項第１号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第１号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章　会員

（種別）
第６条　この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。
（1）　正会員

この法人の趣旨に賛同して入会し、この法人の活動を推進する個人・団体で、総会における議決権を有するもの。

（2） 準会員

この法人の趣旨に賛同して入会した個人・団体であって、正会員以外のもの。

（入会）

第 7 条　1 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなくてはならない。

（入会金及び会費）

第 8 条　会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第 9 条　会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

（1）　退会届の提出をしたとき。

（2）　本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

（3）　継続して1年以上の会費を滞納したとき。

（4）　除名されたとき。

（5）　所在が不明となり、継続して 1 年以上、事務局に連絡がない場合。

（退会）

第 10 条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第 11 条　会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

（1）　この定款等に違反したとき。

（2）　この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（拠出金品の不返還）

第 12 条　既納の入会金、会費その他の拠出金品は返還しない。

第4章　役員及び職員

（種別及び定数）

第 13 条　1 この法人に次の役員を置く。

（1）　理事　3人以上
（2）　監事　1人以上
2　理事のうち、1 人を理事長、1 人を副理事長とする。

（選任等）
第 14 条　1　理事及び監事は、総会において選任する。
2　理事長及び副理事長は理事の互選とする。
3　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は該当役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
4　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職務）
第 15 条　1　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
2　副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
3　理事は理事会を構成し、この定款を定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
4　監事は、次に掲げる職務を行う。
（1）　理事の業務執行の状況を監査すること。
（2）　この法人の財産の状況を監査すること。
（3）　前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があるときを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
（4）　前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
（5）　理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見をを述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（任期等）
第 16 条　1　役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
2　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
3　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員募集）
第 17 条　理事又は監事のうち、その定数の 3 分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）
第 18 条　役員が次の各号のいずれかに該当するときに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

（1）　心身の故障のため、職務の遂行に耐えないと認められるとき。
（2）　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）
第 19 条　1　役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
2　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3　前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（職員）
第 20 条　1　この法人に、事務局長その他の職員を置く。
2　職員は、理事長が任免する。

第5章　総会

（種別）
第 21 条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

（構成）
第 22 条　総会は、正会員をもって構成する。

（権能）
第 23 条　総会は、次の事項について議決する。
（1）　定款の変更
（2）　解散
（3）　合併
（4）　事業計画及び活動予算並びにその変更
（5）　事業報告及び活動決算
（6）　役員の選任又は解任、職務及び報酬
（7）　入会金及び会費の額
（8）　借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
（9）　事務局の組織及び運営
（10）　その他運営に関する重要事項

（開催）
第 24 条　1　通常総会は毎年1回開催する。
2　臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
（1）　理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
（2）　正会員総数の5分の1以上から議会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
（3）　第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第 25 条　1　総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2　理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（議長）

第 26 条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

第 27 条　総会は正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第 28 条　1　総会における議決事項は、第 25 条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3　理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）

第 29 条　1　各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

3　前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

4　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決の議決に加わることができない。

（議事録）

第 30 条　1　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（1）　日時及び場所

（2）　正会員総数及び出席者数（書面又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合ににあっては、その数を付記すること）

（3）　審議事項

（4）　議事の経過の概要及び議決の結果

（5）　議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその議会において選任された議事録署名人2名が署名、捺印しなければならない。

3　前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思

表示したことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（1）　総会の決議があったものとみなされた事項の内容
（2）　前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
（3）　総会の決議があったものとみなされた日
（4）　議事録の作成に関わる職務を行った者の氏名

第6章　理事会

（構成）
第 31 条　理事会は、理事をもって構成する。

（権能）
第 32 条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

（1）　総会に付議すべき事項
（2）　総会の議決した事項の執行に関する事項
（3）　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）
第 33 条　理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

（1）　理事長が必要と認めたとき。
（2）　理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の要請があったとき。
（3）　第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）
第 34 条　1　理事会は理事長が招集する。
2　理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
3　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載記載した書面をもって、少なくとも7日前に通知しなければならない。

（議長）
第 35 条　理事会の議長は、理事長がこれに当る。

（議決）
第 36 条　1　理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2　理事会の議事は理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）
第 37 条　1　各理事の表決権は、平等なるものとする。
2　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決することができる。
3　前項の規定により表決した理事は、次条第1項の規定の適用については理事会に出席したものとみなす。
4　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）
第 38 条　1　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
（1）　日時及び場所
（2）　理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。）
（3）　審議事項
（4）　議事の経過の概要及び議決の結果
（5）　議事録署名人の選任に関する事項
2　議事録には、議事及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が署名、捺印しなければならない。

第 7 章　資産及び会計

（資産の構成）
第 39 条　この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
（1）　設立当初の財産目録に記載された資産
（2）　入会金及び会費
（3）　寄付金品
（4）　財産から生じる収益
（5）　事業に伴う収益
（6）　その他の収益

（資産の区分）
第 40 条　この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係わる事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

（資産の管理）
第 41 条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）
第 42 条　この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）
第 43 条　この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係わる事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

（事業計画及び予算）
第 44 条　この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）
第 45 条 1 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
2 前項の収益費用は新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予備費の設置及び使用）
第 46 条 1 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算追加及び更正）
第 47 条　予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）
第 48 条 1 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰越すものとする。

（事業年度）
第 49 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月 31 日に終わる。

（臨機の措置）
第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）
第 51 条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。
(1)　目的

（2）　名称
（3）　その行う特定非営利活動の種類及び当該特定営利活動に係る事業の種類
（4）　主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
（5）　会員の資格喪失に関する事項
（6）　役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
（7）　会議に関する事項
（8）　その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
（9）　解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
（10）　定款の変更に関する事項

（解散）
第 52 条　1　この法人は、次に掲げる事由により解散する
（1）　総会の議決
（2）　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
（3）　正会員の欠亡
（4）　合併
（5）　破産手続開始の決定
（6）　所轄庁による設立の取消し
2　前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
3　第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属先）
第 53 条　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第3項に掲げるもののうち、総会において出席した正会員の過半数をもって決した特定非営利法人または公益法人に寄付するものとする。
（合併）
第 54 条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章　公告の方法

（公告の方法）
第 55 条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第 28 条の2第1項に規定する貸借対照表の公告は、当法人のホームページに掲示して行う。

第 10 章　雑則

（細則）
第 56 条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附　則
1　この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2　この法人の設立当初の役員は次に掲げるものとする。
　理事長　　加藤　治
　副理事長　　合島　賢二
　理　事　　茂木　桃子
　監　事　　永尾　英信
3　この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から、平成15年5月31日までとする。
4　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5　この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定に関わらず、成立の日から平成14年3月31日までとする。
6　この法人の設立当初の入会金及び会費は第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
　（1）　入会金　0円
　（2）　年会費　0円

附　則
1　この定款の第 2 条は、平成 26 年 5 月 17日から施行する。
2　この定款の第 2 条を除く、改正に付いては、所轄庁の認証がなされた日（平成 26 年 10 月2日）から施行する。
3　この定款の第 55 条は、平成 29 年 5 月 28 日から施行する。